

## 令和5年7月豪雨災害対応 検証報告【概要版】

### 1 検証の趣旨

令和5年7月14日からの豪雨により秋田市内で発生した災害に係る市の対応について検証し、当該対応における課題の抽出および整理ならびに改善策等について検討するとともに、当該検証事項を秋田市地域防災計画および各種災害対応マニュアル等へ適切に反映させ、今後起こり得る災害に備える。

### 2 検証の方法

(1) 検証委員会を設置し、その下に分野ごとの検証ができるよう5つ（組織・体制、被害調査、情報、避難所、治水）の分科会を設置するとともに、担当する業務等を検証するため各部局内に部会を設置した。

(2) 検証に先立ち、災害時の市の対応や活動状況などから、全庁的に課題を抽出して分野ごとに整理した。これら課題について、各分野を担当する分科会または部会により検証を行った。

検証では、現状と課題・問題点について認識を共有した上で、検討すべき内容を整理し、今後行うべき事項（検討結果）を明らかにした。

分科会あるいは部会での検証結果を、さらに検証委員会（全体会）で検討を加え、本検証の結果とした。

(3) 各検証項目について、検証期限を設けた。

短期項目は令和5年12月末までに結論を出し、中期項目は令和6年8月末まで、長期項目は複数年で結論を出すこととするものの、次期地域防災計画（第21次修正）への反映を見据えて、令和5年度末までに一定の方向性を出すこととした。

(4) 本検証報告は、令和5年度末までの検証結果に加え、令和6年8月まで継続検討した事項を整理したものである。

### 3 検討結果の概要

- (1) 検証結果の概要【短期項目：令和5年12月報告分】：別紙1
- (2) 検証項目の概要【中期項目：令和6年3月報告、8月修正】：別紙2
- (3) 検証結果の概要【長期項目：令和6年3月報告分】：別紙3

## 検証結果の概要【短期項目：令和5年12月報告分】

No	検証項目		検討結果の概要	反映
1	避難情報の発令	迅速かつ正確な避難情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発令対象を大字表示へ変更する。</li> <li>・土砂災害では、「秋田市秋田」「秋田市河辺雄和」の表示を基本とする。</li> <li>・河川災害では「〇〇川流域」等わかりやすく表現する。</li> <li>・県情報集約配信システム等への入力要員を増員する。</li> <li>・発令文をあらかじめ消防本部、市民生活部と共有する。</li> </ul>	マニュアル
2	情報収集・分析	職員間の情報共有要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興局等と通信手段や伝達経路を協議する。</li> <li>・県からの情報のうち、緊急性の高いものは防災安全対策課と消防本部の両方に受ける。</li> </ul>	マニュアル
3		床上浸水家屋消毒の体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水の消毒は、基本被災者自身で行うが、自身で困難な方へは保健所(委託含む)による消毒を行う。</li> <li>・100件以上で保健所職員と業務委託による消毒体制とする。</li> <li>・床下浸水の消毒は、保健所では行わないが丁寧な衛生指導を行う。</li> </ul>	マニュアル
4	被災者支援	災害ケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援チームと地域支え合いセンターの連携により、被災者一人ひとりの課題解決に継続的に取り組む。</li> <li>・被災者情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。</li> <li>・地域支え合いセンターの相談員のほか、より多くの団体に協力を依頼するほか、連携団体との協議や支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。</li> </ul>	地域防 地域福祉 計画

## 凡 例

地域防	秋田市地域防災計画
マニュアル	各部局で作成する各種マニュアル

## 検証結果の概要【中期項目：令和6年3月報告、8月修正】

No	検証項目	検討結果の概要	反映
5	被害概況の調査・集約要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災の概況を把握し、その後の調査の優先順位や体制構築のため、被害の概況調査(概ねの床上・床下・被害なしの区分)を全庁体制で行う。(概ね4～5日)</li> <li>概況調査とは別の全庁体制により、家屋の被害認定調査(1次調査・2次調査)と災害見舞金等その他の支援に必要な調査を併せて行う。</li> <li>1次調査は、床上・床下・全壊について調査票を用いて行う。(概ね2週間を目途)</li> <li>2次調査は、床上のみを調査票・iPad等を用いて行う。この際、災害見舞金等の交付に必要な最小限の調査を併せて行う。</li> <li>内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の変更事項についてマニュアルに反映する。</li> <li>調査人員および運用する体制をマニュアルに反映する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
6	災害時の広報要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種減免、支援金・見舞金、家屋の消毒、ごみの処分等の支援情報は、ホームページ・SNS・市政テレビ・市政ラジオ・広報あきた(臨時号、通常号)・魁広報板・新聞広告などを活用する。</li> <li>ホームページは各課ごと、掲載可能とした。</li> <li>広報あきた臨時号、市政テレビ等を1週間から3ヶ月で制作・放送する。</li> <li>発信情報の優先順位や更新等を指示する役割を災害対策本部事務局で行う。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div>
7	避難者への情報提供要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示板の情報を避難生活情報、生活再建情報に区分する。</li> <li>高齢者へは個別に資料を配付する。モニターを活用する。</li> <li>相談窓口用のパンフレットを活用して、支援事業を周知する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
8 ・ 9 ・ 17	避難所の開設運営要員の配置等 小中学校での開設要領 職員の交代要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所となる各市民サービスセンター・コミュニティセンター・小中学校以外の施設(16施設)の内、施設担当部局が開設・運営できる施設については、施設担当部局が開設・運営を行う。(交代は全庁で行う。)</li> <li>小中学校は、これまでどおり学校(施設)管理者が解錠し、市民生活部が運営する。(学校管理者や市民生活部が到着できない場合も予期した準備を行う。)</li> <li>地域の方がいち早く避難所を解錠する方策を進める。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
10	避難所の状況把握要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活部で聴き取り項目を整理し、集計表を準備する。</li> <li>聴き取り人員を確保する。</li> <li>施設の電話、個人のスマートフォン、メール・SNSを活用する。</li> <li>開設準備、報告を含めた訓練を実施する。</li> <li>情報伝達手段を整理・共有する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
11	備蓄品等の配置・配分要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲が冠水した小中学校等に毛布・飲料水を備蓄する。</li> <li>エリアで拠点の避難所に備蓄し、不足する避難所に配送する。</li> <li>状況によって物資が行き渡らない可能性を市民に周知するとともに、市民の備蓄や携行品の準備を啓発する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>

No	検証項目		検討結果の概要	反映
12		防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント対策として、職員は腕章・ビブスを着用し、防犯ブザーを配置する。</li> <li>・職員の配置について、女性のための配置とならないようシフトを編成する。</li> <li>・避難者がルールを守らない場合、退去させる旨の周知、書面での警告、警察の支援受けなどを事前に職員で共有する。</li> </ul>	地域防 マニュアル
13		初動体制(災害対策本部等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部事務局として、防災安全対策課を主体に各部局から役職指定した職員を参集し、事務局としての役割を明確にする。</li> <li>・事務局要員が執務し、他機関のリエゾンと情報共有を図るオペレーションルームを具体化する。</li> <li>・事務局の編成と執務室を具体的に検討</li> </ul>	地域防 災害対策本部運営 規程
14		初動体制(職員の参集等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部を設置した旨を防災ネットあきたで全職員へ周知する。</li> <li>・各部長・次長・連絡調整課長へ一斉メールで連絡する。訓練を行う。</li> <li>・水害でも職員の参集に防災ネットあきたを活用する。</li> </ul>	地域防
15		各部局間の情報共有(被害状況、活動状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局は日々の報告(被害状況、活動状況等)事項を事務局へ報告し、併せてデータベースへ掲載し、全部局で情報共有する。</li> <li>・データベースは平素から構築する。</li> </ul>	地域防
16	災害対応の体制・計画	災害時の事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部事務局の班と役割を明記する。</li> <li>・福祉班、都市整備部、都市計画班に対策事業を追加する。</li> </ul>	地域防
18		受援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援計画を全庁的な作成検討会により作成する。</li> <li>・業務継続計画のうち、災害時に真に継続する必要がある業務について全庁的な見直し検討会により修正する。</li> </ul>	受援計画 業務継続 計画
19				
20		国や県との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関のリエゾンが同時に活動できる執務場所を確保する。</li> </ul>	地域防
21		災害協定の連携体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間との63協定は毎年度当初に連絡先・内容を確認する。</li> <li>・連絡担当を支援受けの主体となる部局に割当てする。</li> </ul>	
22		地域や団体との連携要領(町内会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会長や役員のメールリストを作成し、情報提供する。</li> <li>・町内会ポータルサイトを活用する。</li> </ul>	地域防
23		地域や団体との連携要領(NPO等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会からNPO法人等の情報を入手し連携を図る。</li> <li>・災害対策本部事務局がNPO法人の窓口となり、担当部局に引き継ぐ。</li> </ul>	地域防
24	外水氾濫	市管理河川の外水氾濫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古川流域治水の対策は、7月豪雨規模の降雨でも効果がある。</li> <li>・河道掘削を必要な箇所を実施する。</li> <li>・ワンコイン冠水センサの実証実験に参加し、仮設ポンプ設置予定箇所にセンサを設置する。</li> <li>・「雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト」を策定した。</li> </ul>	
25	内水氾濫	浸水被害への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト」により国・県・市連携で水害対策事業を推進する。</li> </ul>	

No	検証項目		検討結果の概要	反映
26	内水氾 濫	内水浸水想定区 域図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域図作成スケジュールを前倒しする。(9年度⇒7年度完成)</li> <li>・作成地域を追加する。(横森、桜、新屋地区)</li> <li>・SNSや関係町内会への情報提供などで、効果的な周知を行う。</li> </ul>	上下水道 局令和6 年度実施 計画
27 ・ 49		広面汚水中継ポ ンプ場の耐水化 手法と冠水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部へ止水壁を設置する。(6年度工事)</li> <li>・汚水ポンプ、破砕機を8年度に耐水性の高い機器に更新する。</li> </ul>	
28		災害廃棄物処理 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごみの排出方法を平素から周知する。</li> <li>・発生エリア特定と仮置場指定のプロセスを具体化する。</li> <li>・環境部内での業務の平準化、情報伝達のあり方を改善する。</li> <li>・民間委託や自治体応援の手続き開始要件を明確化する。</li> <li>・災害廃棄物処理に関する職員研修を実施する。</li> <li>・<u>仮置場の段階的設置</u></li> <li>・<u>環境部職員による現地確認など廃棄物発生エリア情報の収集</u></li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div>  災害廃棄 物処理計 画
29	災害廃 棄物処 理	災害廃棄物の収 集方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごみと分かる張り紙添付の周知を徹底する。</li> <li>・戸別収集の民間や他都市への支援要請方法を設定する。</li> <li>・戸別収集の受付に収集箇所マッピングをデジタル化など効率化する。</li> <li>・市民へ仮置場利用の奨励や集積所への排出可能物を周知する。</li> <li>・<u>便乗ごみ対策の市民周知</u></li> <li>・<u>地区別収集を想定した仕組み作りの推進</u></li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div>  災害廃棄 物処理計 画
30		仮置場の選定と 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の適地選定に向け候補地をリスト化する。</li> <li>・民間業者等(警備、廃棄等)と仮置場の運営について協定締結を含め協議する。</li> <li>・仮置場の運営方法を決定する。</li> </ul>	
31	罹災証 明書	罹災証明書の発 行手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援職員は継続的な配置となる動員体制とする。</li> <li>・対策本部を設置しない災害でも住家に罹災証明を発行する。</li> <li>・罹災証明書交付申請書受付・発行マニュアルの作成および訓練・研修会を実施する。</li> <li>・<u>資産税課と応援職員の業務の明確化</u></li> <li>・<u>市民サービスセンターでの申請受付、罹災証明書の交付</u></li> <li>・<u>避難所での受付等被災者の負担とならない申請</u></li> <li>・<u>電子申請について要綱改正などに併せ運用を開始</u></li> <li>・<u>平素からの訓練による体制の構築</u></li> <li>・<u>申請書および証明書の様式(新たな欄の追加)</u></li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div>  交付事務 取扱要綱  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
32	被災者 支援	災害ボランティア センターの運営 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターへの市社協以外からの応援職員動員について事前 に関連団体と協議し、人員を確保する。</li> <li>・ICTを継続運用して進捗管理を効率化する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>

No	検証項目		検討結果の概要	反映
33	被災者 支援	要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組みに加え、自主防災組織連絡協議会や地域活動座談会などで要配慮者の状況把握について働きかける。</li> <li>地域包括支援センターの運営法人ごとの支援のあり方や居宅介護支援事業所との協力体制について、包括運営協議会等での<u>定期的な検討機会</u>を設ける。</li> <li>居宅介護支援事業者へ担当の在宅要介護者の安否確認等の協力を依頼する。</li> <li>民生・児童委員・ホームヘルパーなどからなるチームによる活動について事前整理し、災害当初からの活動の体制をつくる。</li> <li>避難所の支援の流れについて、関係機関との調整を行う。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン
34		見守り対象者の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生児童委員協議会常任理事会に災害時の民生委員活動のあり方および活動指針の検討について協議を依頼した。</li> </ul>	災害時の民生委員による安否確認に関する要領・指針等
35	被災者からの相談窓口	災害時における医療の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の応急医療体制に関するマニュアルを作成する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
36		在宅被災者の健康状態等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅被災者の健康状態の把握に関するマニュアルを作成する。</li> <li><u>マニュアルをもとに保健所と福祉保健部間で必要な情報を共有する。</u></li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>
37		被災者からの相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種被災者支援事業等の市民用パンフレットを兼ねた職員マニュアルを作成する。</li> <li>災害用の相談窓口で相談や申請を可能な限り受付し、専門知識を要するものは必要に応じ担当課に引き継ぎ、相談から申請までの体制を確立する。</li> </ul>	パンフ兼マニュアル
38		被災者情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の被災者生活支援システムへ入力の業務フローを明確化する。</li> <li><u>システム端末の調達について事業者と連携するとともに、罹災証明書の発行を伴わない被災者への支援については、既存のシステムやアプリにより被災者情報を必要とする課所室が共有する。</u></li> </ul>	業務フロー
39	生活必需品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初に生活必需品の単価等の設定を県に依頼する。</li> <li>救助法が適用されない場合でも、民間団体との協定を活用して市独自で支給する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>	

凡 例	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域防</div>	秋田市地域防災計画
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マニュアル</div>	各部局で作成する各種マニュアル

## 検証結果の概要【長期項目：令和6年3月報告分】

No	検証項目		検討結果の概要	反映
40	避難所 開設・運 営	避難所の物資(再 配分)	・周囲が冠水した5つの小中学校、備蓄品のない2つのコミュニティセンターに最小限の備蓄品の備蓄について個別調整する。 ・発電機・ストーブを各コミュニティセンター・小中学校に、各種ベッドを各コミュニティセンターに追加配備する。	緊急救援 物資配置 計画
41		避難者への医療 支援等	・福祉班・保健衛生班・住宅整備班等の関係班が避難所開設後速やかに活動開始できるよう職員の編成などを準備する。 <b>継続</b> 福祉避難所を含めた要配慮者への対応のあり方を協議	地域防 マニュアル
42	情報発 信・ 災害時 広報	避難所開設情報 の発信	・避難所の開設情報は、ホームページへの掲載とSNSで発信する。 <b>継続</b> リモートでの避難所施設の解錠 <b>継続</b> SLACKによる現地・災対本部・消防本部との情報共有	
43		医療機関関連情 報の共有	<b>継続</b> 医療機関情報の共有体制の構築	
44		情報の地図化(デ ジタル化)	<b>継続</b> 災害対策本部で更新する地図情報の共有手法やシステムへのデータの入力手法 <b>継続</b> GIS機能を有するシステムに入力した情報の共有要領	
45	災害対 応の体 制・計 画	災害協定の追加	・被害認定調査など災害対応業務で使用する車両の提供について協定締結の調整を進める。 ・乳幼児や子どもの災害時に託児について子育て支援団体との意見交換を進める。	災害協定
46		オンライン申請等 デジタル化によ る効率化	・罹災証明書のほか災害関連のオンライン申請を進める。 <b>継続</b> オンライン化要件の見直し検討 <b>継続</b> 避難所受付等のデジタル化の検討	
47		車両のみの待避 場	・浸水地域の駐車場に車のみを退避させることは、避難のリードタイムと重なり安全な避難の妨げとなる可能性から施設管理者等との協定締結は行わない。 ・浸水が始まる前の早い段階で浸水想定区域外に車両で避難することの有効性について周知する。	
48	河川・道 路	地下道冠水状況 の把握要領	・地下道冠水状況の把握や危険度について周知する。 ・主要な地下道に設置したライブカメラで状況把握を行う。	地下道長 寿命化修 繕計画
50	災害廃 棄物処 理	災害廃棄物処理 計画	・災害廃棄物処理計画の改定を令和7年3月に行う。	災害廃棄 物処理計 画

## 凡 例

<b>継続</b>	今後、引き続き検討するもの
地域防	秋田市地域防災計画
マニュアル	各部局で作成する各種マニュアル